

東京ガスライフバル北株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1 : 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容の見直し。 育児休業からの復
職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上の為の取組又はキ
ャリア形成を支援する為のカウンセリング等の取組。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査と一覧表等を作成し社員に配布

目標 2 : 三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限。
フレックスタイム制度の活用。

<対策>

- 平成 30 年 6 月～ 育児休業中及び三歳以上の子を養育しているの方からの意見、環
境についての調査
- 平成 30 年 9 月～ 意見、調査結果に基づく検討会の実施
- 平成 30 年度 10 月～ 所定外労働時間の制限やフレックスタイムの活用

東京ガスライフバル北株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間
2. 内容

目標3 : 平成30年4月から、所定外労働をさらに削減する為、10日ごとに全社員の残業状況、指定休取得状況を上長である管理者に総務の立場で周知。
--

<対策>

- 平成30年4月～ 所定外労働の全社員の実情を10日ごとに管理者へ周知
- 平成30年4月～ 指定休・振休100%取得を社内イントラで周知
- 平成30年5月～ 安全衛生委員会での検討と各部の内容報告